

知的財産権侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

平成 年 月 日
 発見通報 第 号
 (発見通報書番号)

郵便局長 殿

外郵出張所長 印

関税法第 76 条により提示を受けた下記 1 から 4 に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税關検査の結果、関税定率法第 21 条第 1 項第 5 号に該当する貨物と想料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 特殊、	小包(船便、航空) E M S
(住所) 3. 名あて人		
(氏名)		
(住所) 4. 差出人		
(氏名)		
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

(規格 A 4)